

日野市中小企業等賃上げ促進支援金支給要綱

令和8年7月30日制定

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰や人手不足等の影響により厳しい経営状況に置かれている市内中小企業等（以下「中小企業等」という。）に日野市中小企業等賃上げ促進支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、中小企業等の賃上げを促進し、人材の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 市内に本社又は事業所（以下「事業所等」という。）を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び市内に事業所を有する個人事業主をいう。
- (2) 常時使用する従業員 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の規定に基づくあらかじめ解雇の予告を必要とする者であって、かつ、週20時間以上の勤務を常態とする雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険の被保険者であり、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 会社役員又は個人事業主
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ウ 2カ月以内の期間を定めて使用される者
 - エ 季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 基本給単価 中小企業等が雇用する従業員に対し支払うべき基本給（労働の対価として支払う賃金から、賞与及び各種手当を除いたものをいう。）を算出するための単価であって、時間、日、週、月又は年を単位とするものをいう。
- (4) 賃上げ率 引上げ前後の基本給単価の差額を引上げ前の基本給単価の額で除して算定したものをいう。

(支援対象者)

第3条 支援金支給の対象者は、次の各号に規定する要件を全て備えているものでなければならない。

- (1) 中小企業等であって、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計

基準として定められた日本標準産業分類に定める建設業及び製造業並びに運輸業、郵便業に属する事業を行っていること。

- (2) 市内の事業所等に常時使用する従業員を1人以上雇用していること。
- (3) 市内の事業所等で常時使用する従業員のうち1人以上の従業員について、基本給単価の賃上げ率が引上げ月の前月と比較して1.5%以上であること。
- (4) 前号の規定による賃上げ率の引き上げを令和7年4月1日から令和8年8月31日までの間に行うこと。
- (5) 前号の規定により賃金を引き上げた常時使用する従業員に対して、引上げ後の賃金支給実績が最低1カ月以上あること。
- (6) 従業員に対して支給した賃金が、当該賃金の支給日時点における最低賃金の額を下回っていないこと。
- (7) 支援金の支給申請時に納期が到来している市税を滞納していないこと。
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行っていないこと。
- (9) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）及び日野市暴力団排除条例（平成24年条例第29号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者でないこと。
- (10) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）等に基づく再生又は更生手続を行っている者でないこと。
- (11) 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、支援金を支給することが適当でないと市長が認める者でないこと。

（支援金の支給額）

第4条 支援金の支給額は、1事業者当たり250万円を限度に次の各号に規定するところとし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 前条第4号に定める期間（「令和7年4月1日から令和8年8月31日までの間」のことをいう。以下同じ。）において、市内の事業所等で常時使用する従業員の賃上げ率が引上げ月の前月と比較して2.5%以上の場合 1人当たり最大7万円（対象となる従業員20人目以降は1人当たり最大5万円）
- (2) 前条第4号に定める期間において、市内の事業所等で常時使用する従業員の賃上げ率が引上げ月の前月と比較して1.5%以上2.5%未満の場合 1人当たり最大4万円

(対象となる従業員20人目以降は1人当たり最大3万円)

(支援金の支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、日野市中小企業等賃上げ促進支援金支給申請書兼請求書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 支給対象従業員一覧（第2号様式）
- (2) 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- (3) 賃金台帳の写し（賃金改定月及び賃金改定月の前月分）
- (4) （法人の場合）履歴事項全部証明書（3カ月以内のもの）（写し可）
- (5) （個人事業主の場合）個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 支給申請は、1事業者につき年度内に1回限りとする。

(支援金の支給決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の支給申請を受けたときは、その内容を審査の上支給の可否及び支給額を決定し、日野市中小企業等賃上げ促進支援金（支給・不支給）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の支給条件)

第7条 市長は、支援金の支給の決定に際し、必要に応じて次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 支援金の支給決定以降の各手続を指定した期日までに処理すること。
- (2) 第10条の規定による検査に協力しなければならないこと。
- (3) 第12条の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、速やかに支援金を返還すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(支援金の支給)

第8条 市長は、第6条の規定により支援金を支給することを決定したときは、当該支援金を速やかに支給しなければならない。

(書類の整備、保管)

第9条 支援金の支給を受けた者は、関係書類を整備し、これを当該支援金の支給を受け

た会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(検査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の支給に関して報告を求め、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(支援金支給決定の取消し)

第11条 市長は、被支給決定者が次の各号の一に該当すると認められるときは、支援金支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けたとき。

(2) 第7条(第3号を除く。)に規定する条件に違反したとき。

2 前項の規定により支援金支給決定の全部又は一部を取り消したときは、日野市中小企業等賃上げ促進支援金支給決定取消通知書(第5号様式)により被支給決定者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により支援金の支給決定を取り消した場合において、既に被支給決定者に支払われている支援金があるときは、日野市中小企業等賃上げ促進支援金返還命令書(第6号様式)により被支給決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支給した支援金に係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。